

## ○うるま市水道事業及び下水道事業審議会規則

平成30年7月2日

規則第22号

改正 令和2年3月26日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条の規定に基づき、うるま市水道事業及び下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査審議をし、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 水道及び下水道利用者

(3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員は、その諮問に係る調査審議をし、市長に答申をした後は、その職を解かれるものとする。ただし、引き続き関連事項の審議を要する場合は、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長の指名によりこれを定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道事業及び下水道事業担当課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行の後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和2年3月26日規則第26号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。